

第70号議案

八王子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和3年6月7日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

八王子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年八王子市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 (略) (パートタイム会計年度任用職員の報酬の特例) 2 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）に係る業務に従事したパートタイム会計年度任用職員が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該パートタイム会計年度任用職員に対し日額5,000円を超えない範囲内において市規則で定める額を給与条例第11条に規定する特殊勤務手当に相当する報酬として支給する。 (1) 医師、看護師（准看護師を含む。）その他のパートタイム会計年度任用職員（市長が指定する者に限る。）が、新型	附 則 1 (略) (パートタイム会計年度任用職員の報酬の特例) 2 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）に係る業務（次の各号に規定する業務に限る。）に従事したパートタイム会計年度任用職員には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を給与条例第11条に規定する特殊勤務手当に相当する報酬として支給する。 (1) 医師、看護師（准看護師を含む。）その他のパートタイム会計年度任用職員（市長が指定する者に限る。）が、新型

<p>コロナウイルス感染症に係る患者の治療、看護その他の業務又は当該感染症の病原体その他これに準ずるもの（市長が指定するものに限る。）に接触する業務に従事したとき。</p> <p>(2) パートタイム会計年度任用職員（前号に規定するパートタイム会計年度任用職員を除く。）が、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務であって市長が指定するものに従事したとき。</p> <p>3～12 （略）</p>	<p>コロナウイルス感染症に係る患者の治療、看護その他の業務又は当該感染症の病原体その他これに準ずるもの（市長が指定するものに限る。）に接触する業務に従事したとき。 日額 3,000円</p> <p>(2) パートタイム会計年度任用職員（前号に規定するパートタイム会計年度任用職員を除く。）が、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務であって市長が指定するものに従事したとき。</p> <p>日額 2,000円</p> <p>3～12 （略）</p>
--	---

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の八王子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和3年1月8日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 適用日前にこの条例による改正前の八王子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正前の条例」という。）に規定する業務に従事したことにより支給することとなった給与条例第11条に規定する特殊勤務手当に相当する報酬で、適用日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

（給与条例第11条に規定する特殊勤務手当に相当する報酬の内払）

- 3 改正前の条例の規定により給与条例第11条に規定する特殊勤務手当に相当する報酬を支給されたパートタイム会計年度任用職員で、改正後の条例の規定により給与条例第11条に規定する特殊勤務手当に相当する報酬を受けることとなるものについては、改正前の条例の規定により支給された給与条例第11条に規定する特殊勤務手当に相当する報酬は、改正後の条例の規定による給与条例第11条に規定する特殊勤務手当に相当する報酬の内払とみなす。